

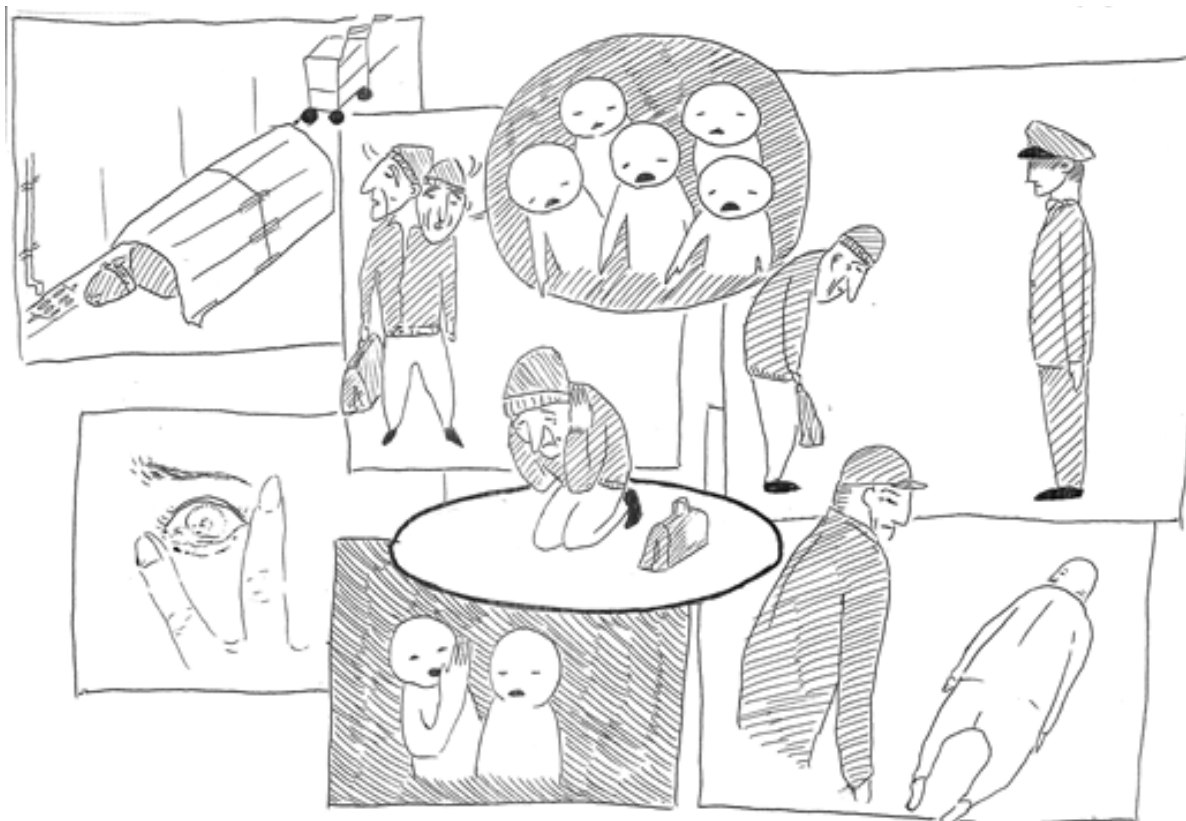


No. 78

発行人 神山 裕也
発行所・事務局社団法人千葉県社会福祉士会
〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-3
千葉県社会福祉センター4階
TEL043-238-2866
FAX043-238-2867
<http://www.cswchiba.com/>
E-mail: office@cswchiba.com

※ 点と線はメール配信でも読めます！

特集 福祉 × 更生保護



『人はみな、生かされて生きてゆく』

更生保護のシンボルである「生きるマーク」に添えられた言葉です。

罪をつぐない、非行をあらためた人が、社会の一員として立ち直るためには、地域の協力と理解が必要です。そして、寄り添う福祉が必要です。

司法と地域生活を繋ぐ道に、「しるべ」となる福祉がそこにあります。

2 特集 福祉 × 更生保護

- ①ここにも福祉が必要な人が！
- ②無縁社会へのあらたなるチャレンジ
- ③保護司の活動とは
- ④千葉刑務所を参観して

- 5 「I ♥ 幸町」缶バッジ できました！
- 6 震災から学ぶ～習志野市災害対応ボランティアセンターの取り組みを通して～
- 7 災害対策委員会が発足します
- 8 三団体リレーコラム
- 9 地域集会 ～安房地区～
- 10 社会福祉士のわ
- 11 社会福祉士の「原点」を改めて振り返る～倫理委員会発足にあたり～事務局だより

特集

福祉×更生保護

ここにも福祉が
必要な人が！

特定非営利活動法人

生活サポート千葉
千葉県地域生活定着支援センター

清水 直樹

私は千葉県地域生活定着支援センターの相談員となつて、これまで接したことのない刑務所出所者に関わってきました。世の中にはいろんな人がいるなあという驚き、新たな気づきと学びの連続です。

地域生活定着支援センターは、刑務所や少年院などにいる福祉サービスが必要な高齢者や障害者を、出所後に福祉サービスにつなぎ地域の中で暮らせるようにする、いわば「橋渡し役」です。主に三つの業務があります。第一に、刑務所等対象者に面接し、様々な機関へお願いして必要な支援体制を整える「コーディネート業務」。第二に、出所後のアドバイスなどの「フォローアップ業務」。第三に、地域の出所者等の相談に応じる「相談支援業務」です。平成二二年度から各都道府県に

設置が進んでおり、千葉県は二二年一〇月にスタートしました。

刑務所や保護観察所から届く書類を読むととても悪い人に思えてしまうのですが、実際に会ってみると、どの人も悪人ではなく様々な課題を抱えた人たちです。たまたま今住んでいるのが刑務所という建物の中、なんて思えてきます。高齢者でも障害者でも、もう少し早く福祉が対応していれば、あるいは周りの助けがあれば、刑務所に来なくても済んだのではないかと思われる人たちばかりです。

私は今も業務が手探り状態でなかなかスムーズにはいきませんが、出所した人たちが福祉施設で生き生きと生活している姿や、希望の仕事に就職して一生懸命働いている



姿を見ると、この仕事に就いて良かったと心から思います。最初は「すぐに出て行く」と宣言していたのに、「もうしばらく置いてくれよ」なんて言っている人もいて、周りから温かく受け入れてもらえて居心地が良くなったんだと微笑ましく思います。彼らは皆「受け入れてもらって良かった」と感じてはいるはずですが、それもひとえに受け入れてくださった施設や協力してくれた方々のお蔭です。「刑務所出所者」というだけでとても不安があると思いますが、他の人と変わらぬ支援して頂いているのだと思います。本当に福祉の力ってすごい！福祉の仕事に誇りを持てます。

しかし、残念ながら再び犯罪をしてしまい刑務所に戻ってしまった人や、福祉の支援はいらないと出て行った人もいます。その人たちに何をしてあげれば良かったのだろうかと思ってしまうこともあります。

社会福祉士の受験科目に「更生保護」ができました。なぜ更生保護を勉強しなければいけないのだろうと思いますが、歴史を学ぶと福祉も更生保護も源流は同じことだそう

です。これからも福祉と更生保護で出所者のより良い生活と自立、そして社会復帰を支援していきましょ

う！
ご協力よろしくお願いします。



無縁社会へのあらたなるチャレンジ

特定非営利活動法人
ホームレス自立支援

市川ガンバの会

鹿島 美紀子

市川ガンバの会は、ホームレス支援活動を一四年前から行ってきたNPO法人です。

アパートへの居宅支援をした人たちは三〇〇人であるが、その方たちへの聞き取りで過去に罪を犯した人は多い。刑務所と路上を行ったり来たり繰り返してきた方もおられる。ガンバの会は、過去を問わず、これからやり直しをしたいと思われる方たちのアパート保証人を進んで引き受けてきた。「無縁社会」への新たなチャレンジ

ンジとして法務省からの委託を受け、この春から千葉保護観察所より一五人の方を自立準備ホームに受け入れてきた。新たにアパートの一室を借り、新シェルターとして運営している。毎日事務所に来ていただき、今後の相談にのり、食料支援を行っている。一週間単位で契約を交わし、最長六〇日まで利用することができる。シェルター利用後は生活保護を利用して自分名義のアパートへ移られた方がほとんどで、居宅生活を開始された全員のアルバイト保証人にもなっている。金銭管理や就労相談、生活相談を受けながら社会復帰のお手伝いを行っている。



Aさん
人生の半分にあたる四〇年もの長い時を、刑務所の中で過ごして出てこられたAさんに、この世の中はどのような見えただろうか？保護観察官の方たちに連れられてガンバの事務所に現れたAさんは、小さく弱々しいおじいちゃんだった。世の中何もかもが四〇年前と比べて

変わってしまったているだろう。市川は高層マンションが立ち並び、車や自転車、人通りの多いにぎやかな街で、その中にガンバの事務所もある。Aさんは外を歩くだけでも怖かっただろうと察する。背中をまるくしてうつむいておびえておられた。その日から自立準備ホームの利用者となった。

次の日、昼食を買いに近くのコンビニに同行した。四〇年前と物の値段がどれほど変わったか定かでないがコンビニエンスストアなどという便利な店はあるはずもなく、たいていの欲しいものはこの店に置いてあることを教えた。彼が手にしたのは、コーラと甘い菓子パン。次の日はサイダーと菓子パン、次の日も。これは刑務所の中では甘いものを口にできなかったためらしいことが保護観察官の方の話でわかった。Aさんは毎朝決まった時間



に事務所に来られ、服薬し、夕方まで過ごし、「ありがとうございます、また明日」と頭をさげて帰られる規則正しい生活を続けられた。

ほどなく理事長が保証人になり刑務所で働いたお金でアパートを借りることになり、本当に嬉しそうに顔をされた。はじめてのアパート生活のため、購入した家電の使い方や携帯電話の使い方などを職員が指導した。「さあ自炊をやってみますか？何を作りますか？」と問うと「どんと焼き」と答えが帰ってきた。次の日、「どんと焼き」？を知らない私のために作ってきてくれた。ネギと小麦粉をまぜて揚げたもので、素朴な味だった。Aさんの田舎で昔食べた思い出の味、亡くなったお母さんが作ってくれたものだったのだろうか？

現在Aさんは農園を始められた。他の居住者とともに畑で野菜づくりに精をだしておられる。スーパーに買い物に行けるようになり、毎朝お弁当を作って事務所へこられ、昼にみんなと食事をとり、トランプなどのゲームを楽しみ、農園へ行き、充実した毎日を送っている。

ガンバが受け入れていなければ、Aさんは今なお刑務所の中におられただろう。また支援がなければ独居でのアパートの生活は無理であろう。人は関わってくれる助け手が



いれば再出発ができる、笑顔を取り戻すこともできる。

ガンバの会の活動は一緒に歩く伴走型支援、家族の様な関わりだと思っている。そして最後の葬儀まで行ってきた。実の家族と縁のきれたホームのない人たち、助けを求めた人たちは減るどころか増えており、まだまだ支援の必要性を感じている。活動の輪が命の輪となることを信じて、たくさんの方と一緒に担っていかれたらと願っている。



保護司の活動とは

保護司 大塚 康一

保護司の活動とは罪を犯した者及び非行のある少年に対し、法務省や保護観察官と連携して適切な処遇を行うことにより、再犯や非行をなくし善良な社会の一員として自立し、改善更生できるように助けることを目的としています。具体的には月一〜二回の面談を通じ、家庭や社会生活に問題があれば適切なアドバイスや問題解決に動いています。テレビドラマでは、主に青少年の更生が取り上げられていますが、刑の執行猶予中や仮釈放で社会復帰した成人のお世話もしています。

事例として、以前担当していた五〇歳の男性A氏(元暴力団構成員・一〇代後半からの薬物依存キャリア)と高齢の母という二人世帯に起こった問題について、社会福祉士B氏と協力して行った解決に至る経緯を以下に記します。

A氏の担当期間中、高齢の母親が出先で骨折し入院。その後介護が必要な状態で退院。A氏は長年の薬物依存の後遺症の為、母親の介護ができませんいと援助依頼がありました。本来、保護司としての職域から外れる



社会を明るくする運動での保護司の活動

ので、母親の介護保険の申請と介護支援専門員の選任を地域包括支援センターへ依頼。しかし、なかなか介護支援専門員が決まらない中、A氏自身が怪我で入院すると、薬物依存の後遺症もあり長期の入院が必ずとわかりました。状況が緊急を要したので、私が朝夕、来訪して食事の支度、洗濯、清掃を行いました。しかし長期の支援は保護司としての職域を超えます。社会福祉士B氏の調整により、母親は要介護認定の決定を待たずに介護施設に緊急入所することとなりました。そして、A氏の入院中に、今後の当世帯への対応について社会福祉士B氏を中心に検討、母子ともに承諾を得、A氏の退院後速やかに実施してもらいました。さらに保護司としての担当解除後にも新たな問題が生じま

したが、前回のことを元に、さらにきめ細かな対応を取り、社会福祉士B氏を中心に、多くの方々の協力の問題を解決することができました。

さて、我々、保護司が担当する人達の中にも、今後A氏のように、長期に不健全な社会生活を過ごして来たことで、社会に順応できずに高齢となる人達が多くなつていくと想像できます。今回のことでは、私自身も保護司という職域を超えて動きましたが、今後はと言うとちよつと自信がありません。私は今回の事で社会福祉士という存在と、仕事内容を知ることができました。しかし、社会福祉士というコーディネーターの存在を多くの人は知りません。もっとPRしてください、そして他にも働きかけて新たなネットワークができ、頑張りすぎずに、困っている人達に手をさしのべられる社会になればと切望します。



千葉刑務所を参観して

エココロネットワーク株式会社

エココロ社会福祉士相談事務所

代表 山本 誠一

この度、灼熱の残暑の中、千葉刑務所参観に参加しました。千葉刑務所の外観は、明るい茶色のレンガ造りの佇まいで、まるでイタリアの建造物を観光しているような、はたまたまテーマパークのアトラクションにでも入るかのような、一見してここが本当に刑務所とは思えない様相でした。

はじめに、受刑者が生活する監房を見学しました。室内は狭い空間でしたが、きれいに整頓されており、洋式便器が備えられ、テレビのほか雑誌等もあり、規律正しさの中にも自由な時間を過ごさせる様子が窺えました。部屋の形式は一人部屋(独房)だけでなく複数人の相部屋もあり、受刑者の希望や性格上の問題を考慮して部屋割りされていて、受刑者の人権には詳細な配慮がされておりました。

見学は作業所へと向かい、ここで初めて受刑者を間近にすることにになりました。作業所はどれも大きな工場のようにあり、受刑者は看守に見守られ、自由に言葉を発すること



もなく黙々とまじめに任された仕事に精を出しているのが印象的でした。

その後、食堂を見学。受刑者自身で選り好みはできないが、食事は栄養バランスの摂れた献立で健康にも配慮されておりました。次にグラウンドや体育館（講堂）を見学、学校のようにスポーツや催しが定期的に行われている場所とのことでした。

見学の移動中に屋外へ出る機会があり、そこには完全に外部を遮断する高い壁が存在するものの、グラウンドでは元気にスポーツする人や水浴びをしている姿もあり、思ったよりも開放的で、健康的な印象を受けました。

一方で、高齢な受刑者も多く見受けられ、高齢化や介護問題が深刻な状況でした。

しかし、ここではお金がないから医療や介護を受けられないという心配はなく、若い受刑者が、高齢な受刑者を介護する役割があるとのこと、疾患があれば薬は処方され、重病ともなれば、刑務官が外部の医療機関への通院介助や入院の監視もするそうです。

問題は、刑期を満了しシャバに出たとしても、これからは自力で生活していくことが難しくなるという点です。刑を全うしたとはいえ、そこには様々な偏見や差別が待ち構えており、刑務所の中よりも厳しい現実の社会が待っているのです。社会で冷たい風に当たりながら真面目に生きるよりも、『罪を犯せば、塀の中で、人権は守られ、就労ができ、健康は管理され、仲間がいて、社会に出るよりもはるかに安定した生活が簡単に送れる。』ともなれば、犯罪は繰り返され、安全な社会は崩壊します。

千葉刑務所を参観し、刑務所が犯罪者の矯正施設であるという反面、福祉施設化し、いわば社会のセーフティネットとなってしまうという現実を目の当たりにしました。あまり関わりのない世界だと思っていました。が、社会福祉士として関心を持ったなくてはならない分野だと痛感しました。

「I ♥ 幸町」缶バッチ できました！

「み・まもくれ幸町」は、厚生労働省の安心生活創造事業に基づき、千葉市からの委託により千葉県社会福祉士会が千葉市美浜区の千葉幸町団地に設置・運営している、一人暮らし高齢者等の見守り支援を行う事業所です。

この安心生活創造事業は、「悲惨な孤立死、虐待などを一例も発生させない地域づくり」をめざして、千葉市を含めた全国五八の市町村で、次の「三つの原則」に基づいた取り組みを行っています。

三つの原則

原則（1） 地域において、基盤支援（見守りや買い物支援）を必要とする方々を把握すること、その方々が普段の生活においてどのようなことに困っており、どのようなことを必要としているのかを把握すること。

原則（2） 原則（1）で把握した基盤支援を必要とする方々が、もれなくカバーされる地域の支援の体制をつくること。

原則（3） 原則（1）と（2）を支える、安定的な地域の自主財源確保に取り組むこと。

このうち、原則（3）についての取り組みを進めていく際に「地域全体で『み・まもくれ幸町』の活動を応援してもらえらるような取り組みができないか？」ということによって「み・まもくれ幸町」プロジェクトチームで考えたのが、「缶バッチを作って、寄付（五〇〇円以上）をいただいた住民の方に差し上げる」という方法でした。さっそく缶バッチを作り、ポスターも作製して、少しずつですが地域へのPRを始めたところでした。

皆様にも「み・まもくれ幸町」の活動へ応援をいただきたく、このようなお知らせいたします。



震災から学ぶ

習志野市災害対応ボランティアセンターの取組みを通して

社会福祉法人習志野市社会福祉協議会

地域福祉課 矢島 未季

本会では、平成二〇年度から「災害ボランティアセンター立ち上げ訓練」を実施しています。実行委員会形式で、災害専門のボランティア団体や地域の関係団体等に参加いただき、毎年一回開催されます。三回目である平成二三年二月二〇日(日)の訓練実施から一ヶ月もたないうちに、東日本大震災を経験しました。

【被害状況】

習志野市は、震度5強の揺れでした。主に被害を受けたのは、秋津、香澄、袖ヶ浦など東京湾の埋立地域です。液状化現象により上下水道、電気、ガスなどのライフラインが損傷したほか、家屋の被害は一部損壊を含め約四〇〇〇件でした。

本会の事務所は被害を受けた秋津にあるため、液状化現象で敷地内

の地盤に割れ目や建物との段差が生じました。道路の脇から土砂と水が湧き出る被害はあったものの、建物自体は無事でした。そして通常の「ボランティア・市民活動センター」の業務を拡大し、三月一三日(日)、災害対応ボランティアセンター(以下、センター)の活動を開始しました。



液状化による地割れ
写真左側(フェンスの奥)は小学校。

【訓練が生かされた点】

これまでの訓練で作ってきいたマニュアルが役立ちました。会場の配置や掲示物の準備、受付班、ニーズ受け班、送り出し班など、それぞれが役割分担をしました。マニュアルに沿って一通りの流れを訓練していたからこそ、大きな混乱もな

く活動することができました。また、ボランティア依頼を受ける時には、訓練時に作成したニーズ票が役立ちました。



災害ボランティアセンター①
集まったボランティアに、活動の注意事項

【反省点】

訓練にご参加くださっている実行委員との連携を強化し、いざという時に協力し合える関係づくりが必要だと感じています。東日本大震災の時は頭の中が真っ白になってしまい、実行委員の方々に協力依頼や連絡をとることができませんでした。震災翌日、職員で市内の被害地域に行きました。断水地域の公園の水飲み場に水を汲みに来る住民の長蛇の列、電柱や家々が斜めに傾

く町並み、土砂と水が吹き出ている道路、町がほこりで真っ白に覆われ先が見えない…普段と違う光景を目にしました。「センターをいつ開設するのか」職員で協議をしました。地域住民にとって何らかの支援は必要な状況と理解しつつも、すぐに答えは出ませんでした。センター開設を決めたのは、住民からボランティア依頼の電話が入るようになった三月一三日でした。当時は、何から手をつけられないのか分からず、不安だらけでした。もし実行委員の方々に相談していたら、適切な助言を頂き、センター運営の強力な担い手としてご協力を得られたのでは



災害ボランティアセンター②
オリエンテーション後、依頼者からのニーズをボランティアに説明しています。

ないかと反省しています。行政との連携も大切ですが、災害時には行政がすべきことで大変だということを実感しました。



断水してしまった団地に住む高齢者宅に水を運ぶボランティア活動

社協には民間団体であるという強みもあります。今回は、センター運営をほぼ職員のみで行ないましたが、センターの長期的な運営には、実行委員等協力してくださる団体との関係をより強化していくことが重要だと感じています。

地域住民の「自助・共助」の力を壊さずに、どの部分をボランティアが担うのかを判断することや、地域住民がどのような困難を抱えているのか想像力を働かせることなど、日々の業務で大切にしていることが災害時にも活かしてくることを再

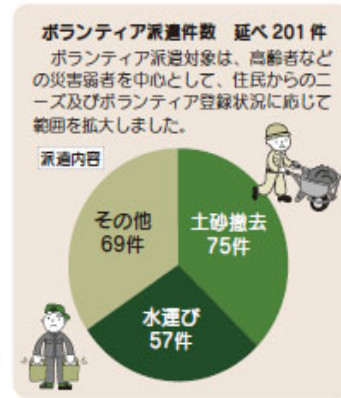
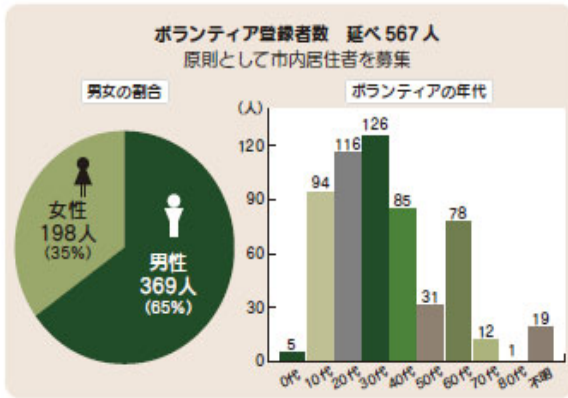
認識しました。

職員が手探りで始めた災害ボランティアセンターですが、普段社協と関わりの少なかった方たちも多くご協力くださり、本当に感謝しています。新たな出会いと多くの気づきを得ることができました。この経験を風化させず、訓練だけでなく日頃の業務から災害に備えていきたいと思えます。



個人宅から依頼のあった側溝に溜まった土砂を撤去するボランティア活動

習志野市社会福祉協議会災害対応ボランティアセンター活動状況



開 校 3月13日(日)正午
 開設期間 3月13日(日)~3月27日(日)
 開設時間 午前9時~午後4時
 活動状況 3月13日(日)~3月27日(日)
 ※但し、21日(月)、24日(木)、25日(金)を除く

**災害対策委員会
が発足します**

災害対策委員会 鈴木 将人

それは仕事中、高齢の方のお宅で話をしてる時でした。地を這うような地鳴りがしたかと思うと、建物全体が音を立てて揺れ始め、コップや一輪挿しが倒れて水がこぼれ、さらにその揺れは一層激しくなり、このまま止まらないんじゃないかと思うほどでした。アパートの一階だったので、すぐに目の前の駐車場に避難しましたが、一息つくまでに相当な時間が経っていた気がします。

平成二三年三月一日一四時四六分、東日本大震災の発災はマグニチュード9.0という大きな揺れとそれに伴う津波を引き起こし、更に起きてはならない原発事故は、多くの人たちの生活を変えてしまいました。一年が経った今現在も元の生活に戻れず、仮設住宅や故郷を遠く離れた街で過ごすを得ない人たちがいるのです。千葉県でも甚大

な被害が発生し、また東北から多くの方々が千葉にも避難されてきています。

千葉県社会福祉士会では、三月一日に会長声明を発表し、東日本大震災の被災者の皆さまに対する精一杯の支援をしていく姿勢を表明しました。また、会員の被災地支援活動に対する活動資金補助について決定しました。これは千葉県医療社会事業協会、千葉県精神保健福祉士協会と当会の三団体に所属している会員を対象としています。

被害の状況が明らかになるにつれ、無力感と何をすればいいのか分からない焦りから、想いの強さ故の混乱が起こり、さまざま意見が出され、時にはぶつかり合うこともありました。そんな中、会員個人の活動として浦安や旭、山武などの県内、そして東北の石巻やいわきなどの被災地支援を行いました。その内容がだんだんと明らかにになり、バックアップする形で会としての活動に昇華していきました。

具体的には、福島県いわき市に四月八日～五月三十一日までの毎日、災害ボランティアセンターに対する

組織支援という形で会員を派遣。千葉県旭市には四月二十九日～六月四日まで、週末にチームで避難所や仮設住宅での相談支援にあたりました。また、五月八日に開催されたチャリティイベントでは、会として後援という形で協力させていただきました。その他にも、会員が関わった支援活動は枚挙にいとまがありません。

ただ、この熱い想いを、会としてどれだけ受け止め、集め、後押しする形で被災地の皆さんに届けられたかと言うと、被災地支援担当(当時)としては甚だ自信がありません。その反省と「震災はいつどこで起こるのか分からない」という心配に対するの準備を進めるためにも『千葉県社会福祉士会 災害対策委員会』の設立を決めました。活動の柱は次の三本です。

- 一. 『災害時対応ガイドライン』を作成し、大規模災害時にどのように行動するかを整理
- 二. 県内外の被災地での支援活動に協力可能な会員の名簿を作成
- 三. 今も続く被災地での人々の生活への支援を継続

昨年三月の皆さんの熱い想いを、今後も絶やすことなく「これから」につないでいく、そのお手伝いができるよう、精いっぱい頑張ります。皆さま、ご協力よろしくお願いいたします。

三団体リレーコラム

千葉県ソーシャルワーカー三団体連絡協議会合同研修に参加して

鎌ヶ谷第一クリニック

梅田 久美子

平成二三年一月二十七日(日)に開催された三団体合同研修に参加しました。合同研修に参加するのは三回目となります。

今回は無縁社会をテーマにNHKチーフプロデューサーの板垣淑子氏の講演とグループワークが行われました。

無縁社会という大きなテーマだったため少し身構えてしまいました。日頃より無縁に近い状況の患者様と接することがあり、関心のあ

る内容でした。患者様は通院という形で、人や社会との関わりがありません。それでも無縁に近い状態で生きてきた患者様からは「ずっと一人でやってきたんだ、ほっといてくれ」などのお声を聴くことがあります。そのような場面で、SWが考える支援や援助が本当にその方の望まれていることなのか？でもSWとしてほっておけないと葛藤することがあります。他にもたくさん壁にぶち当たることがあります。

毎日業務に追われ、つい目の前のことしか見えなくなり、一つ一つのケースをじっくり検討し進めていくことが難しい状況です。

また、MSWとしてできることは限られています。ですが、その方の生きてきた「生き方」を受け入れ、人と関わり合いながら生きていくことのきっかけとなれるように関わっていきたいです。

そんな日常を送る私にとって合同研修は心のリフレッシュの機会でもあります。様々な職場で活躍されているSWの方々と話すことで、気力と元気を補給できます。また、違う団体の方と交流できるようなグループ分けも工夫されています。そ



北海道美瑛 牧草ロールちゃん

のためどのような方と話すことができるのか楽しみにしています。話を聞く度に、こんな考え方もある、こんな手があったのか…と新鮮な気持ちになります。楽しみにしているからこそ、もつとグループワークの時間があればもつと色々とお話を伺いたいと思ってしまうです。

合同研修はぜひ、継続して企画をしていただきたいです。

また、研修という形にこだわらず、誰もが気軽に相談や情報交換ができるようになってほしいです。

今回の合同研修は受付として関わる機会がありました。今後とも微力ながらお手伝いできたらと思っています。

地域集会 つながるネットワーク 安房地区

災害に備えて今私達が行うべきこと、顔の見える関係の構築

安房地区地域集会世話人

川名 真啓

平成二三年一月二五日、館山市内にて今年度一回目となる千葉県社会福祉士の安房地域集会を開催いたしました。

内容は、本会員である館山市健康課係長の内堀哲也様が行かれた、宮城県石巻市における東日本大震災被災地支援のご報告でした。

三月一日の東日本大震災は会員の皆様に大きな影響を与え、今も影響し続けていると思います。私自身、被災地支援に行きたいと思いつながら、仕事と家庭を理由に行動できない(しない?)自分への葛藤がありました。そのような時に内堀様が被災地支援に行かれたことを知り、私自身お話を聞きたいと強く感じ

たため報告のお願いをしました。

地域集会開催にあたっては安房地域の関係機関の皆さまにお知らせをいたしております。今回、亀田総合病院総合相談室の皆さまにご案内をしたところ、集会への参加だけでなく、総合相談室の方が行かれて活動された被災地支援につきましても発表していただけることとなりました。

地域集会当日は内堀様と亀田総合病院総合相談室の社会福祉士、中村尚紀様に発表していただきました。ともに写真や資料を使用した生々しい発表で、マンパワー不足や継続可能な支援の方法、関係機関の連携が成されていないまま行われている実態把握調査の支援が、却って被災された方にその都度辛い出来事を思い出させていることなど、はつとさせられる課題も多く聞くことができました。そして何より「このような災害が私達の住んでいる地域で発生したら?」ということを大変考えさせられる内容でした。

私個人としては中村様が話して下さった「災害に備えて今行うべきこととして、普段から(関係機関の

専門職同士)顔の見える関係づくりの大切さ」という言葉が大変印象に残りました。地域集会を通じて私たちが行うべきことを中村様が代表して言ってくくださったように思えたからです。

今回開催した安房地域集会では、その大切さを参加者の皆さんがあらためて認識できた集会だったのではないかと思います。これからも皆さんに関心を持って参加していただき、顔が見える関係(ネットワーク)を作っていきたいと思いつし、少しでも自分たちの地域のためにことに繋がられるような集会继续していきたくと考えています。

なお、集会後の懇親会につきましても、安房地区恒例の盛り上がった内容となりましたことを付け加えさせていただきます(笑)。

社会福祉士のわ

社会福祉士の私ことば

塚野 美保子

私は現在、ばあとなあ千葉の登録員として、成年後見人の仕事をしています。また地域においてはNPO法人ハッピータイムの理事長をしています。この活動のきっかけは六年前、ボランティアで貯めた時間を困ったときに使って支援してもらえ、えるしくみができないだろうか、との一女性の発案でした。社会福祉士の資格を取得したばかりで何の経験もない私に声をかけてくださり、それから女性五人で試行錯誤をくりかえしました。他の市町村に同じような団体があると聞けば、見学し熱い思いを語り合いました。そして一年後に任意団体としてスタートしました。サービス内容は家事支援、力仕事、見守り等々様々なニーズに対応しています。一時間五百円のチケットのやりとりと年会費で運営していますが、慢性的な資金力不足が

課題です。会員は五五名で、助け合い活動のほか放課後こども教室のコーディネーター、ふれあいいきいきサロンの開催をしています。昨年は、受託事業もできるようにと法人格を取得しました。会員の大半が別に仕事をしながらの活動です。「楽しくできることを心をこめて」がモットーです。そんな中、歌の好きな会員が集ってのシニアバンドもデビューしました。各種イベントに参加したり、施設へボランティアに行ったりと活躍しています。様々な職種の人達がいるお陰で人脈も広がりました。

私が福祉の勉強をしようと東北福祉大の通信教育部に入学したのは五〇才の時でした。それまでは主婦のかたわら、小学生の通信教育講



座の添削指導員をしながら時間を作ってはボランティア活動をするくらいで、社会福祉士の名も知りませんでした。大学から案内が来たとき、目標があったほうが勉強するだろう、と社会福祉士受験コースを選びました。がしかし、二年間(三年時編入でした)で仕事をしながらの勉強はかなりハード。おまけに四年生では、現場実習まで経験しました。しかし、仙台や東京方面でのスクーリングで全国からの学生に会えるのが楽しく、現在もメールでのやりとりをしています。

私は二〇才の時大病を患い、様々なところに障害を持つてしまいました。それゆえに社会に出た時のハング、それに伴う差別は言い知れぬものがあります。

現在は、全国的にもノーマライゼーションの理念が受け入れられるようになりましたが、心のバリアはまだまだ固く閉ざされたままです。誰もが普通に生活できるようにお手伝いできたら、というのが私の願いです。

最後になりましたが、社会福祉士会との出会いは現場実習の時でした。巡回の先生が千葉県社会福祉士

会の方で、勧められるままのぞいてみたのが始まりです。その時の熱気にただならぬものを感じたのを覚えていています。現在は地域集会の場で同じような雰囲気を感じています。また、成年後見人の仕事で迷った時は、電話でこころよく相談にのってもらったりと道筋をつけていただいています。これからも少しずつ丁寧に取り組んでいきたいと思えます。

社会福祉士の「原点」を 改めて振り返る

倫理委員会発足にあたり

倫理委員会委員

前 日本社会福祉士会綱紀委員長

山崎 泰介

悪事とはなにか？

悪事と聞いて、皆さんはどんなことを想像するでしょうか。「泥棒などのように、法律に違反する人」「法律には違反はしていないが、道徳的には許されないことをしていること」がぱっと頭に浮かびませんか。

それでは、私達社会福祉士は「社会福祉士及び介護福祉士法」における信用失墜行為の禁止や職能団体（社会福祉士会）が定めた倫理綱領・行動規範を守れない状況も悪事でしょうか。また、それは誰に対する悪事なのでしょうか。

制限される専門職の行動

倫理綱領や行動規範は、私達社会福祉士が守るべき事柄が根拠をもつて示されています。つまり、それはわたしたち個人の社会福祉士が一人の人間として生きていく信条とは別に、専門職として業務を行う際を守るべきルールが書かれているのです。敢えて言うなら私達個人の権利を制限することに他なりません。再度読み返していただければ分かりますが、倫理綱領・行動規範には私達社会福祉士個々の気持ちや信条について配慮はされていません。なぜなら、利用者本人の自己決定の原則により私達の実践は行われるべきであるからです。

専門職が落ちやすい落とし穴

もちろん悪意や不適切を承知で行う倫理綱領・行動規範に違反する行動は論外です。しかし、それ以外にも、社会福祉士に限らず専門職が落ちやすい二つの落とし穴があります。一つ目は「よかれと思って」や「ご本人のために」に続く支援を行った結果としての苦情が倫理綱領・行動規範に照らすと違反している場合。二つ目は実践の理由と根拠

とそれを証明する記録がないため、誤解を解くことができない場合があります。いずれも通常の人間関係では許される範囲の行動ですが、専門職として考えると不適切と言わざるをえません。

倫理委員会が必要な理由

千葉県社会福祉士会に倫理委員会が作られます。日本社会福祉士の綱紀委員会と役割分担しつつも、千葉県社会福祉士会が独立した法人として、私達を援助者として、支援を受ける利用者の皆さまへの信用の担保です。加えて、私達の実践が倫理綱領・行動規範に照らした時、適切なのかを自らチェックする場所といえます。

善意の悪事にならないために

人としての善意が、必ずしも当事者にとつては望まないことは多々あります。ですが、社会福祉士は原則的には利用者が了承しない方法を取ることは許されません。一方で生命を護るために意向に沿えない場合もあるのは事実です。これについて倫理綱領・行動規範は、利用者の意向に沿えない場合について事

前に利用者になんか伝えるべきとあります。これらの葛藤状況を、倫理綱領・行動規範はあらかじめ想定しているのです。折々読み返し、実践と照らし合わせる作業を怠ると、私達の誰もが落とし穴に落ちる結果を招きます。

皆さま個々の人生への考えと専門職として取るべき行動について、ぜひ実践現場で確認しながら業務に取り組んでいただきたいと思えます。

事務局便り

陽の光には春らしさが感じられるようになってまいりました。
 皆様いかがお過ごしでしょうか。さて、皆様のご協力のもと、平成23年度第2回総会を無事に開催することができました。ご出席いただいた皆様、書面表決・委任状を送付いただいた皆様、ご協力ありがとうございました。また、5月には平成24年度第1回総会・研究大会の開催を予定しておりますので、引き続きご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。
 新年度を迎えお忙しい日々をお過ごしかと存じますが、くれぐれもお体を大切に、ご自愛ください。

【研修等・行事のお知らせ（予定）】

- 3月31日（土） ばあとなあ千葉電話相談員研修
- 5月26日（土） 平成24年度第1回通常総会・研究大会（予定）
- 7月～10月 平成24年度成年後見人養成研修（予定）

※ その他研修等決定いたしましたらホームページに随時掲載しますので、ぜひチェックしてください。
 千葉県社会福祉士会ホームページ：http://www.cswchiba.com/

変更届の提出はお済みですか？

****会員の皆様へお願い****

姓、ご住所、お電話・FAX、勤務先が変更された場合は、日本社会福祉士会へ変更届の提出が必要です。入会申し込みをした頃とご変更がある場合は、お早めにお手続きをお願いいたします。
 提出先：社団法人 日本社会福祉士会 事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階
 TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543

※ 変更届は日本社会福祉士会ホームページの会員専用ページ「事務諸手続きについてのご案内」からダウンロードが出来ます。お届けいただいた変更内容は月末にとりまとめ日本社会福祉士会から千葉支部へ連絡いたします。

ようこそ！千葉県社会福祉士会へ

氏名	居住地	勤務先	氏名	居住地	勤務先
竹内 久美	君津市	君津市役所	萬年香津子	千葉市緑区	
中島 淳	八千代市	JUN教育事務所	濱田智恵美	木更津市	
田尻 真人	大網白里町	やすらぎ家 今井亭	川上 博子	柏市	
内川 浩明	成田市	特別養護老人ホームゆたか苑	松清 智洋	柏市	
田中 悦子		四街道市地域包括支援センター	堀 太一郎	市川市	
相田健太郎		みどりの郷 福楽園	堀越 悦雄		

※ 正会員登録書「点と線掲載の可否」の項目で、可に○を頂いている方のみ掲載しております。（順不同・敬称省略）

平成24年1月末現在の会員数

正会員 1,246名、 準会員 9名、 賛助会員 6名 合計 1,261名